

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1 改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>西尾市</u></p> <p>2 略</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>西尾市の区域の一部（旧幡豆町）</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>本区域（旧幡豆町）</u>は、愛知県名古屋都市圏にあって、三河湾の北部沿岸のほぼ中央に位置し、<u>区域</u>は東西7.5Km、南北5.2Kmの広がりを持ち、面積は26.04Km<sup>2</sup>を有している。中部圏の中心である名古屋市の4.5Km圏域に位置し、東は蒲郡市、北は幸田町、西は<u>西尾市（旧吉良町）</u>と接している。なお、平成20年6月1日の人口は12,860人である。 地勢は、<u>区域</u>の54%が森林であり、北部は標高349mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地で花崗岩などの安定した地層からなっている。南部は市街地や農地として利用されている平坦地が山間から三河湾に向けて形成され、三河湾内には小さな島々も点在し、全体として緑豊かな自然と風光明媚な景観に恵まれている。 交通基盤は、名鉄蒲郡線が<u>区域</u>南部を海岸線に沿って走り、<u>区域内</u>には4つの駅が配置されている。道路は、東西方向を走る国道247号と南北方向の県道幸田幡豆線及び県道西尾幡豆線が骨格をなし、それに各種道路が結節し、<u>区域内</u>の道路網が形成されている。 <u>本区域</u>にも、少子・高齢化の潮流の中にあるが、転入者の多くが夫婦共働きの子育て家庭であり、増加する保育に対する需要と多様な保育ニーズに対応した子育て支援を重要な施策として取組んでいる。<u>区域内</u>には幼稚園が無く、就学前児童のための施設は保育所だけであるが、保育所は<u>区域内</u>に公立保育所が4施設あり、全体で440名の定員を擁し、</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>愛知県幡豆郡幡豆町</u></p> <p>2 略</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>愛知県幡豆郡幡豆町の全域</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>幡豆町</u>は、愛知県名古屋都市圏にあって、三河湾の北部沿岸のほぼ中央に位置し、<u>町域</u>は東西7.5Km、南北5.2Kmの広がりを持ち、面積は26.04Km<sup>2</sup>を有している。中部圏の中心である名古屋市の4.5Km圏域に位置し、東は蒲郡市、北は幸田町、西は<u>吉良町</u>と接している。なお、平成20年6月1日の人口は12,860人である。 地勢は、<u>町域</u>の54%が森林であり、北部は標高349mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地で花崗岩などの安定した地層からなっている。南部は市街地や農地として利用されている平坦地が山間から三河湾に向けて形成され、三河湾内には小さな島々も点在し、全体として緑豊かな自然と風光明媚な景観に恵まれている。 交通基盤は、名鉄蒲郡線が<u>町</u>南部を海岸線に沿って走り、<u>町内</u>には4つの駅が配置されている。道路は、東西方向を走る国道247号と南北方向の県道幸田幡豆線及び県道西尾幡豆線が骨格をなし、それに各種道路が結節し、<u>町内</u>の道路網が形成されている。 <u>本町</u>にも、少子・高齢化の潮流の中にあるが、転入者の多くが夫婦共働きの子育て家庭であり、増加する保育に対する需要と多様な保育ニーズに対応した子育て支援を重要な施策として取組んでいる。<u>町内</u>には幼稚園が無く、就学前児童のための施設は保育所だけであるが、保育所は<u>町内</u>に公立保育所が4施設あり、全体で440名の定員を擁し、延長保育、一時保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。しか</p>

新	旧
<p>延長保育、一時保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。しかしながら、各園の建築年は昭和47年～昭和58年と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により園内調理での対応が困難な状況にある。</p> <p>学校給食の調理施設である「<u>西尾市立幡豆学校給食センター</u>」からの給食搬入を実施することは、調理設備の維持管理経費の節減や食材の一元購入と調理員の合理的配置による経費の節減と増加する保育需要への対応が可能となるばかりではなく、食育基本法が制定され、食育への取組みが求められる中、学校給食では地産地消と食育に積極的に取り組んでいるため、最小の経費で最大の効果が求められる地方自治体において、安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>別紙</p> <p>1 特区事業の名称 920「公立保育所における給食外部搬入方式の容認事業」</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>本区域（旧幡豆町）内の公立保育所</u> <u>東幡豆保育園、幡豆保育園、見影保育園、鳥羽保育園</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 略</p>	<p>しながら、各園の建築年は昭和47年～昭和58年と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により園内調理での対応が困難な状況にある。</p> <p>学校給食の調理施設である「<u>幡豆町立学校給食センター</u>」からの給食搬入を実施することは、調理設備の維持管理経費の節減や食材の一元購入と調理員の合理的配置による経費の節減と増加する保育需要への対応が可能となるばかりではなく、食育基本法が制定され、食育への取組みが求められる中、学校給食では地産地消と食育に積極的に取り組んでいるため、最小の経費で最大の効果が求められる地方自治体において、安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>別紙</p> <p>1 特区事業の名称 920「公立保育所における給食外部搬入方式の容認事業」</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>幡豆町内の公立保育所</u> <u>幡豆町立東幡豆保育園、幡豆町立幡豆保育園、幡豆町立見影保育園</u> <u>幡豆町立鳥羽保育園</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 略</p>

新	旧
<p>4 特定事業の内容 略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 公立保育所の外部搬入を実施するにあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成 20 年 4 月 1 日付雇児発第 0401002 号）」における留意事項を遵守する。</p> <p>調理する<u>学校給食センター</u>における設備面については、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。</p> <p>搬入先の保育所では、加熱、保存、配膳等を行うために必要な調理室を有している。調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、3歳未満児については、さらに細かく刻み食にし食べやすく工夫を加え、発育状況に配慮した給食を提供する。また、食物アレルギー児童については、入所の際必ず全保護者からアレルギーの状況を聞き、職員がその配慮をしている。体調不良児への対応は保育所において一人ひとりの子どもの体調を把握し、それぞれに応じた調理形態を工夫し、食事と水分補給に配慮するとともに、保護者と連絡を密にして適切に対応する。保育中に体調が悪くなった児童については、園医などに相談し、水分や適切な食事ができるように配慮する。また、検食については、毎回調理後に栄養士等が行うこととし、調理室の保存検食用冷凍庫で2週間保存を行う。</p> <p>特例措置による公立保育所における給食の外部搬入については、保育所と搬入元である学校給食センターとの間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、<u>本区域</u>の場合、学校給食センターで調理を行う方式であり、各保育所・学校給食センターの設置者はいずれも<u>市長</u>であるため、契約という行為に馴染まないことから、保育所を所管する<u>市部局</u>と教育委員会部局が覚書を締結する方向で検討する。</p>	<p>4 特定事業の内容 略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 公立保育所の外部搬入を実施するにあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成 20 年 4 月 1 日付雇児発第 0401002 号）」における留意事項を遵守する。</p> <p>調理する<u>幡豆町立学校給食センター</u>における設備面については、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。</p> <p>搬入先の保育所では、加熱、保存、配膳等を行うために必要な調理室を有している。調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、3歳未満児については、さらに細かく刻み食にし食べやすく工夫を加え、発育状況に配慮した給食を提供する。また、食物アレルギー児童については、入所の際必ず全保護者からアレルギーの状況を聞き、職員がその配慮をしている。体調不良児への対応は保育所において一人ひとりの子どもの体調を把握し、それぞれに応じた調理形態を工夫し、食事と水分補給に配慮するとともに、保護者と連絡を密にして適切に対応する。保育中に体調が悪くなった児童については、園医などに相談し、水分や適切な食事ができるように配慮する。また、検食については、毎回調理後に栄養士等が行うこととし、調理室の保存検食用冷凍庫で2週間保存を行う。</p> <p>特例措置による公立保育所における給食の外部搬入については、保育所と搬入元である学校給食センターとの間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、<u>本町</u>の場合、学校給食センターで調理を行う方式であり、各保育所・学校給食センターの設置者はいずれも<u>町長</u>であるため、契約という行為に馴染まないことから、保育所を所管する<u>町部局</u>と教育委員会部局が覚書を締結する方向で検討する。</p>

## 新

## 給食設備面積及び内容

東幡豆保育園	調理室面積	18.38 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
幡豆保育園	調理室面積	29.56 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
見影保育園	調理室面積	31.99 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 3台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
鳥羽保育園	調理室面積	22.20 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台

## 旧

## 給食設備面積及び内容

幡豆町立東幡豆保育園	調理室面積	18.38 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
幡豆町立幡豆保育園	調理室面積	29.56 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
幡豆町立見影保育園	調理室面積	31.99 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 3台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台
幡豆町立鳥羽保育園	調理室面積	22.20 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1台 配膳台 1台 食器消毒保管庫 1台 冷凍庫・冷蔵庫 2台 ミキサー 1台 オーブンレンジ 1台 餅つき機 1台 回転釜 1台

新

幡豆学校給食センター  ①設立年月日 平成3年4月1日  ②構造 鉄骨ステンレス葺平屋建  ③建築面積 820.06㎡  ④職員数 13名  ⑤調理能力 1日3,000食	調理室面積	216.00㎡
	設備内容	回転釜、焼き物機、揚げ物機 野菜裁断機、球根皮むき機 かくはん機、二重食缶、食器 洗浄機、食缶洗浄機、食器 食缶消毒保管機、パンラック 冷蔵庫、冷凍庫、ボイラー コンテナ、運搬自動車、食器 浸透槽、エアカーテン、食器消毒 保管機、サイの目カッター

- ② 略
- ③ 略
- ④ 略

旧

幡豆町立学校給食センター  ①設立年月日 平成3年4月1日  ②構造 鉄骨ステンレス葺平屋建  ③建築面積 820.06㎡  ④職員数 13名  ⑤調理能力 1日3,000食	調理室面積	216.00㎡
	設備内容	回転釜、焼き物機、揚げ物機 野菜裁断機、球根皮むき機 かくはん機、二重食缶、食器 洗浄機、食缶洗浄機、食器 食缶消毒保管機、パンラック 冷蔵庫、冷凍庫、ボイラー コンテナ、運搬自動車、食器 浸透槽、エアカーテン、食器消毒 保管機、サイの目カッター

- ② 略
- ③ 略
- ④ 略

新

『給食センター配送スケジュール』

配送車 1 台で配送

10:25 配送開始

① 東幡豆保育園 10:30 着

② 幡豆保育園 11:45 着

③ 見影保育園 11:50 着

④ 鳥羽保育園 11:00 着 11:05 配送完了

12:00 喫食開始

13:10 回収開始

① 鳥羽保育園 13:25 着

② 東幡豆保育園 13:50 着

③ 幡豆保育園 14:05 着

④ 見影保育園 14:20 着 14:25 回収完了

14:30 食缶・食器洗浄

15:00 消毒

旧

『給食センター配送スケジュール』

配送車 1 台で配送

10:25 配送開始

① 幡豆町立東幡豆保育園 10:30 着

② 幡豆町立幡豆保育園 11:45 着

③ 幡豆町立見影保育園 11:50 着

④ 幡豆町立鳥羽保育園 11:00 着 11:05 配送完了

12:00 喫食開始

13:10 回収開始

① 幡豆町立鳥羽保育園 13:25 着

② 幡豆町立東幡豆保育園 13:50 着

③ 幡豆町立幡豆保育園 14:05 着

④ 幡豆町立見影保育園 14:20 着 14:25 回収完了

14:30 食缶・食器洗浄

15:00 消毒